

幼児期からの就学移行相談・支援体制に関する研究（概要）

三山 岳・山本 理絵・志村 美和・瀬野 由衣
研究協力：薬丸 貴之・山内 登志

研究の目的

2013年の学校教育法施行令の一部改正により、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、障害の状態等をふまえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなった。各市町村は、子どもやその保護者に対し、早期からの情報提供や相談会の実施等に取り組み、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した教育相談・支援体制を構築することが求められている。その直後に出された文部科学省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」では、就学先の決定にあたっての障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重、市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」の機能の拡充に伴う名称変更（仮称：「教育支援委員会」）等の留意事項を通知している。また、2016年4月には障害者差別解消法が施行され、障害児・者に対する「合理的配慮」も喫緊の課題となっている。

このような中で、幼児期からの就学先の決定に関わる相談・支援機関と関係諸機関の連携には様々な課題が存在していると考えられる。本研究ではプロジェクト研究として2016年度より、愛知県総合教育センター相談部特別支援教育研究室との共同研究「幼児期からの就学移行相談・支援体制に関する研究」に取り組むことになった。

研究経過

2016年度の中間報告（『生涯発達研究』第9号）

では、特別な支援を要する子どもの就学相談の現状と課題を明らかにし、課題の解決の方向性を探ることを目的として、地域のなかで就学相談や発達相談を担っている幾つかの機関の担当者に聞き取り調査を行い、その分析を行った結果を報告した。

2016年の8月～12月にかけて、愛知県総合教育センター、A市教育委員会、B特別支援学校、高浜市こども発達センターの相談担当者に対して、現在行っている相談の概要や、相談内容と課題、小学校と保護者の連携を左右する要因、合理的配慮への意識、就学相談や就学移行相談にかかわる課題について1時間程度の聞き取りを行った。

その結果、就学相談において、保護者に伝えている内容や配慮事項は、いずれの機関でも「子どもが楽しく、一番充実できる場所であること」「通常学級・特別支援学級・特別支援学校を実際に見学し、体験して確かめること」「保護者の受容や安心感を重視していること」という点で共通点が見られた。一方、地域や相談機関によって課題はそれぞれ異なる、ということが浮き彫りになった。また、地域の資源を有効に活用しながら、就学相談のフォロー体制をどのように構築しているのか、という点を今後の調査で明らかにしていく必要があることを確認できた。

2018年度の中間報告その2（『生涯発達研究』第11号）では、引き続き、特別な支援を要する子どもの就学相談の現状と課題を明らかにし、課題の解決の方向性を探ることを目的として、2017年度から2018年度にかけて、愛知県の市町村に

おける就学相談の担当者に質問紙調査を行い、その分析を行った結果を報告した。

2018年1月～2月に愛知県内54市町村で小学校入学前の就学相談を担当している職員に対し、各教育委員会を通してアンケート調査を依頼した。質問内容は、①就学相談について(16項目)、②就学相談に関わる連携や取組みについて(17項目)の2点について、回答を尋ねた。また、就学相談での配慮事項と今後の課題や要望について、自由記述での回答を求めた。

その結果、就学相談は少ない人員で相談に対応しており、相談にあたる要員は教員が圧倒的に多いことが分かった。相談は高水準の来談率を維持している自治体が多かったが、相談員をサポートする体制が十分でないことが分かった。また、相談の情報を多くの機関から受けているものの、就学相談から他機関への情報提供は小学校に偏り、アンバランスさが目立った。さらに自治体内での連携はあっても、自治体同士の情報交換に乏しい現状も判明した。なお、就学後に相談機会を持てる自治体は12.8%に留まり、就学相談後のフォロー体制の未整備が課題であることが明らかになった。

これらの調査成果は、報告書冊子にして、2020年3月に愛知県立大学生涯発達研究所から発行するため、詳細はそちらにゆずる。

また、本研究の一環であり、愛知県立大学大学院人間発達学研究科博士前期課程の修士論文としてまとめている研究を、日本LD学会第28回大会(2019年11月10日)に、ポスター発表(審査有)を行った。その内容を以下に掲載する。

特別なニーズがある子どもの就学移行支援についての考察 ～就学相談に関する保護者へのアンケート調査をもとに～

志村 美和

(幼保連携型認定こども園柏井保育園、NPO法人春日井子どもサポート KIDS COLOR 理事長)

研究の目的

2011年の障害者基本法の改正、2013年の学校教育法施行令の一部改正等により、特別なニーズがある子どもの就学に関して障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することになった。これに伴い、各自治体では、早期からの教育相談・就学相談等に取り組んでいる。

そこで、特別なニーズがある子どもの就学移行期に各自治体で行われている就学相談について、保護者対象にアンケート調査を行い、その結果をもとに保護者の視点から就学相談の課題を明らかにし、子どもにとって最適な就学移行支援のための就学相談の在り方について検討したいと考えた。

研究の方法

調査時期：2018年1月～3月

調査対象：主に筆者が関わるX市で年中～小学3年生の保護者を対象とし、筆者の勤めるこども園に通う障害児又は加配がついている子どもの保護者、同こども園の卒園児の保護者、筆者のNPO法人の子育て座談会に来た保護者、障害を持つ子どもの保護者の任意団体、児童発達支援・放課後デイサービスに通園している子どもの保護者。X市と隣接するY市の療育施設を利用した家庭が参加している親子サークルに所属している保護者。

調査内容：アンケートは、「子どもが就学前の保護者用」と「子どもが就学後の保護者用」の2種

類作成した。現在の子どもの状態や就学相談に対するイメージ、就学相談に行った目的（又は行かなかった理由）等の質問を就学前と就学後それぞれ10項目と13項目の選択項目で、就学相談への要望、就学に関する不安等については自由記述で、回答を求めた。

倫理的配慮: アンケート用紙とは別紙で、アンケートの目的、記入方法、倫理的配慮を明記し、同意をもって回答を得た。

調査の結果

(1) 回答者の特徴

107名分の保護者の回答を得ることができた。回答者の現住所はX市82%、Y市18%、子どもは就学前46%、就学後53%、性別は、男児74%、女児26%、きょうだいは長子37%、二男二女25%、末子13%、一人っ子26%であった。通園施設（現在・過去）は、幼稚園39%、保育園58%、こども園3%、療育施設14%（併行通園）、その他5%、診断を受けているかどうかは、子どもが就学前は66%が受けている、就学後は91%が受けている、という回答だった。現在の在籍については、通常学級が50%、特別支援学級

が39%、特別支援学校が10%、教育委員会との意見の一致については、78%の保護者が一致したという回答だった。

(2) 就学相談に対するイメージ

就学相談に対するイメージについては、就学相談に行った人も行っていない人（又は行かなかった人）にも回答を求めた。全体としては「優しい」「受容的」「傾聴的である」等、比較的好印象・好イメージであるのに対し、「身近」か「遠い」かの質問項目に関して、「遠い」と回答した保護者が多かった（図1）。

(3) 就学相談の目的

就学相談の目的については、就学相談に行けば専門家としての意見が聞けるのではないかと期待していた、どこに在籍したらどのような支援が受けられるのか教えてほしかった、相談すれば学校と連携してもらえと思った、等何らかの情報やアドバイスが得られる場だと思っていたのにそうではなかった、という回答が多かった。

(4) 就学相談への要望等

就学相談への要望については、子どもが就学後

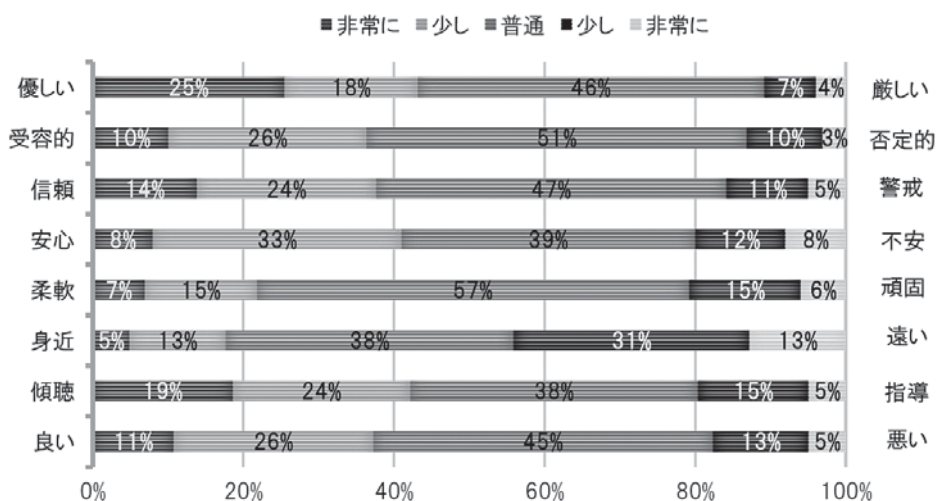


図1 就学相談のイメージ（総合）

の保護者からは、就学後の相談はどこにしたらいいのか、子どもの成長を一緒に見守ってくれる相談機関があるとよい、学校に直接言いにくいことを相談でき、その後学校との話し合いができるようにつなげてくれる場がほしい、という意見があった。

子どもが就学後の保護者には、これから就学相談に行く保護者に対するアドバイスを記入してもらった。その中で、保護者自身も子どもの現在の状況について、何が得意で何が苦手か、園での様子はどうか等、自分の意見や聞きたいことをまとめ、準備することも大切である、という回答があった。

調査結果からの考察

特別なニーズがある子どもの保護者対象に就学相談に関するアンケート調査を行った結果から、①就学相談が遠いイメージであること、②就学相談の目的が不明瞭であること、③就学移行期だけで、子どもの相談が継続的に行えないこと、の3つが課題として挙げられる。

就学相談のイメージについて、「遠い」と感じている保護者が多いのは、相談員は優しく、傾聴的、受容的に話を聞いてくれるものの、初回から限られた時間で事務的に相談が行われ、保護者の気持ちや、保護者がこの相談で何を求めているのか、ということに対して保護者とズレが生じ、どこか距離がある、という意味での「遠さ」と推測

される。

就学相談の目的については、子どもの発達に不安を持つ保護者にとっては、学校生活の見通しが持てず、子どもにとって何がベストなのか、就学相談に行けば何らかのアドバイスがもらえるのか、就学先の学校と連携してもらえるのか、と就学相談に期待を持って臨んでいる。それがなされていないとすると、現状では就学相談の目的が不明瞭だといわざるを得ない。就学相談に行けば、子どもにとって学校生活がスムーズにスタートできる方法を一緒に考えてもらえ、少し安心した、就学相談に行ってよかった、と保護者が思えることが必要であると考ええる。

また、就学した後も保護者の不安がなくなるわけではなく、子どもの様子に変化が現れたときや、学校に言いつらいことを話せる場所、進級や中学進学等の近い将来についても、子どもの成長を一緒に見守り、話を聞いてくれる場所を望んでいる。

子どもの発達に不安を持つ保護者にとって相談できる場所、人というのは、相談員との信頼関係を築くことが一番大切である。保護者の気持ちに寄り添い、保護者がこの相談で何を求めているのかを感じ取り、安心して話ができることが重要である。就学相談には、保護者が前向きになり、子どもにとって最善な方法を相談員と一緒に考えていく場所としての機能が必要であると考察する。今後、就学相談の在り方について、さらなる検討が必要であろう。